

第5期中期目標(新)	第5期中期目標(旧)
<p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)</p> <p>自動車事故による惨禍は、被害者やその家族に深刻な被害をもたらすものであり、依然として大きな社会問題となっていることから、一層の対策を講じていく必要がある。国土交通省では、自動車損害賠償責任保険(自動車損害賠償責任共済を含む。)、自動車損害賠償保障事業及び被害者保護増進等計画に基づく事業の3つを柱とした、自動車損害賠償保障法に基づき、自動車事故被害者の保護の増進及び自動車事故の発生防止に係る対策を実施している(政策目標5 施策目標16 自動車事故の被害者の救済を図る等)。</p> <p>独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)では、国土交通省が実施する、安全・安心な車社会を実現するため、自動車事故被害者の保護の増進及び自動車事故の発生防止に係る対策のうち、事故によって重度後遺障害を負った方等を救済するため、療護施設の設置・運営、介護料の支給及び訪問支援等からなる被害者援護業務を行うとともに、事業用自動車の輸送安全の確保のため、法令で義務づけられている運行管理者に対する講習及び運転者に対する適性診断等の実施業務(以下「安全指導業務等」という。)や安全性能の高い自動車の普及促進を図る自動車アセスメント情報提供業務を実施している。これらの3つの柱を中心とした業務を一体的に実施し、法人内部におけるそれぞれの業務における知見の活用を通じて、三位一体の業務を実施することで安全・安心な車社会を実現する役割を担っている。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(別添1)・(別添2) (略)</p> <p>2. 中期目標の期間 (略)</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (略)</p>	<p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)</p> <p>自動車事故による惨禍は、被害者やその家族に深刻な被害をもたらすものであり、依然として大きな社会問題となっていることから、一層の対策を講じていく必要がある。国土交通省では、自動車損害賠償責任保険(自動車損害賠償責任共済を含む。)、政府の自動車損害賠償保障事業及び自動車事故対策計画に基づく事業(以下「自動車事故対策事業」という。)の3つを柱とした、自動車損害賠償保障法に基づき、被害者保護の増進及び自動車事故の発生防止策を実施している(政策目標5 施策目標16 自動車事故の被害者の救済を図る等)。</p> <p>独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)では、国土交通省が実施する、安全・安心な車社会を実現するため、被害者保護の増進及び自動車事故の発生防止に関する対策のうち、事故によって重度後遺障害を負った方等を救済するため、療護施設の設置・運営、介護料の支給及び訪問支援等からなる被害者援護業務を行うとともに、事業用自動車の輸送安全の確保のため、法令で義務づけられている運行管理者に対する講習及び運転者に対する適性診断等の実施業務(以下「安全指導業務等」という。)や安全性能の高い自動車の普及促進を図る自動車アセスメント情報提供業務を実施している。これらの3つの柱を中心とした業務を一体的に実施し、法人内部におけるそれぞれの業務における知見の活用を通じて、三位一体の業務を実施することで安全・安心な車社会を実現する役割を担っている。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(別添1)・(別添2) (略)</p> <p>2. 中期目標の期間 (略)</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (略)</p>

第5期中期目標(新)	第5期中期目標(旧)
<p>(1)安全指導業務等 (略)</p> <p>(2)療護施設の設置・運営 ①～⑤ (略)</p> <p><u>⑥ 国土交通省が実施する調査研究事業に協力するとともに、当該調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図る。</u></p> <p><b>【指標】</b> <u>重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる受託病院を全国4ヶ所に設置する。</u></p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt; (略)</p> <p>(3)介護料の支給等 (略)</p> <p>(4)自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等 ① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体(以下「<b>被害者・遺族団体</b>」という。)との交流をさらに進めるとともに、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者等への情報提供の充実に取り組む。 <u>また、国土交通省が選定する自動車事故被害者等への相談対応を実施している被害者・遺族団体に対し、相談対応にかかる費用を支援する。</u> <u>さらに、相談対応及び情報提供の充実のため、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員(コーディネーター)の養成をさら</u></p>	<p>(1)安全指導業務等 (略)</p> <p>(2)療護施設の設置・運営 ①～⑤ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt; (略)</p> <p>(3)介護料の支給等 (略)</p> <p>(4)自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等 ① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体との交流をさらに進めるとともに、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者への情報提供の充実に取り組む。</p> <p><u>また、相談対応及び情報提供の充実のため、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員(コーディネーター)の養成をさら</u></p>

第5期中期目標(新)	第5期中期目標(旧)
<p>に進め、全支所への配置を目指し、中期目標期間の最終年度までに令和2年度末全職員の50%以上とする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各支所の管轄する地域の<u>被害者・遺族団体</u>との交流実施件数</li> </ul> <p>② (略)</p> <p>(削除)</p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt; (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>4.～6. (略)</p>	<p>進め、全支所への配置を目指し、中期目標期間の最終年度までに令和2年度末全職員の50%以上とする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各支所の管轄する地域の<u>自動車事故被害者及びその家族、遺族を構成する団体</u>との交流実施件数</li> </ul> <p>② (略)</p> <p>③ <u>国土交通省が実施する調査研究事業に協力するとともに、当該調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図るための検討を進める。</u></p> <p>&lt;目標水準の考え方&gt; (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>4.～6. (略)</p>

# (独) 自動車事故対策機構 政策体系図

## 自動車損害賠償保障法 (抄)

第一条 この法律は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立するとともに、これを補完する措置を講ずることにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。

## 被害者保護増進等計画 (抄)

※自賠法第七十七条の三 (抄)

- 1 自動車事故被害者支援のための施策
- 2 自動車事故の発生防止のための施策

## 交通政策基本計画

(令和3年5月28日閣議決定)

### 第4章 基本的方針C

目標② 輸送の安全確保と交通関連事業を支える担い手の維持・確保

- 医療・介護技術の進歩や、社会保障制度の状況、高齢化の進展等による自動車事故被害者やその家族を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、自動車事故被害者等のニーズにきめ細かくに対応していけるよう、より効果的な被害者支援の充実方策について検討する。

## 第4次犯罪被害者等基本計画

(令和3年3月30日閣議決定)

### V 重点課題に係る具体的施策

第2 1(8) 自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、(中略)療護施設の充実やリハビリテーションの機会の確保に向けた取組を推進する。(中略)介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を図る(後略)

## 国土交通省政策目標・施策目標

- |        |    |                          |
|--------|----|--------------------------|
| 【政策目標】 | 5  | 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 |
| 【施策目標】 | 16 | 自動車事故の被害者の救済を図る          |

## ■ 独立行政法人自動車事故対策機構法 (平成14年法律第183号) (抄)

(機構の目的)

第三条 独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)は、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生防止に資するとともに自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号。以下「自賠法」という。)による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。

## 独立行政法人自動車事故対策機構 (第5期中期目標期間における重点事業)

### 安全指導業務等

- 非対面、遠隔の方式による安全指導業務の充実を図る等、ICTの活用による利便性向上と業務の効率化に取り組む
- 高齢運転者による事故防止を図るため加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討

### 被害者援護業務

- 訪問支援業務のリモート化等のデジタル技術を活用した介護料受給者支援の充実
- 被害者団体との交流を更に進めるとともに、地方公共団体等との連携を図り、相談支援業務等の充実

### 自動車アセスメント情報提供業務

- ロードマップに基づき、先進安全技術等の自動車技術の進展に対応した安全性評価項目を充実
- ユーザーが安全な車を選択しやすいようなわかりやすい情報提供に加え、メーカーによる安全な車の開発の促進